

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、ひっかけ釣りによるとらふぐの採捕禁止について、次のとおり指示する。

令和5年3月10日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会長 濱本 幾男

1 指示する内容

(1) 漁法の禁止

船舶を使用しひっかけ釣りにより、とらふぐを採捕してはならない。

(2) 禁止する海域

山口県日本海海区

2 指示の有効期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで